

別表（第3条関係）

事業種目	事業内容	補助率
集落整備事業	集落の基盤整備や生活環境の向上に資する事業。	第4条に規定する事業費の10/10以内。
地域防災活動事業	自主的な地域防災対策を推進し、災害に強い地域づくりに資する事業。	
消防施設整備事業	防火水槽、防火用堰堤、消火栓の新設及び更新。	
コミュニティ事業	地域のコミュニティ活動の促進を図り、自治組織の活性化に資する事業。	
地域活性化事業	地域の活性化に資する活動等の事業。	
地域づくり支援事業	高知県が実施する地域づくり支援に関する補助事業に係る事業。	
環境保全事業	森を育て水を守る啓発活動等を行う事業。	
生活道等整備事業	集落内で生活に直接関係する道路新設及び改良を行う事業。	第4条に規定する事業費の10/10以内。ただし単年度、継続事業に関わらず200万円を超える場合は200万円超過分の9/10以内とし、単年度、継続事業に関わらず上限額を500万円とする。また継続事業は3カ年以内とする。
	農道、作業道の新設及び改良を行う事業。	第4条に規定する事業費の10/10以内。ただし単年度、継続事業に関わらず100万円を超える場合は100万円超過分の9/10以内とし、単年度、継続事業に関わらず上限額を300万円とする。また継続事業は3カ年以内とする。
特認事業	上記以外の事業で、第2条に規定する目的に合致し、町長が特に認めた事業。	第4条に規定する事業費の10/10以内。
集会施設整備事業	集会施設の新築・改修・改築等。	第4条に規定する事業費の8/10以内。
	集会施設の空調機器にかわる備品購入等	

消防設備整備事業	消火栓用ホース収納ボックス、消火栓用ホース、筒先等、消火活動に必要な器具の新設及び更新。	
テレビ共聴施設整備事業	テレビ共聴施設の天災等による損壊の修繕。	第4条に規定する事業費のうち、補助事業者の受益戸数×3,000円を超える場合は、その差額を町が補助する。
	テレビ共聴施設の電力柱等への共架費。	第4条に規定する事業費の10/10以内。
	テレビ共聴施設への追加加入。	第4条に規定する事業費の10/10以内。ただし、事業費から追加加入をする受益戸数×町内に住所を有する方は10,000円、それ以外の方は35,000円を差し引いた額とする。

※原則補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。